

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

亀岡市長 桂川 孝裕

市町村名 (市町村コード)	亀岡市 (26206)
地域名 (地域内農業集落名)	千歳町 (毘沙門、国分、江島里、中、北舎、出雲、小口)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月18日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、亀岡市の東北部に位置し、南北約4km、東西約3kmの広さで、東側には、南から北へ標高600mを超える牛松山と七谷川をはさんで千年山(三郎ヶ岳)が連なってそびえ立ち、その麓を通る府道亀岡園部線沿いに毘沙門区から国分区・江島里区・中区・北谷区・出雲区・出雲台区・小口区まで8つの集落が点在している。集落の西側には棚田を経て、亀岡でも有数の穀倉地帯である広大な田園が広がっている。

地区内の集落では、共通して、農業者の高齢化が深刻化しており、後継者不在の農家・農地が増加している。集落営農組織を除くと、大規模な経営体が存在しておらず、地区外からの担い手が耕作する他、その他の農地は、個人農家が守っている状態である。なお、集落営農組織においても、オペレーター等の従事者の高齢化が進んでおり、その後進の育成が課題となっている。

農業を取り巻く環境としては、平成12年度から23年度にかけて実施された国営農地再編整備事業「亀岡地区」によって、主な農地の基盤整備事業は完了したが、今後は用排水路施設等の維持管理も課題となっている。その他に、棚田の不整形地(未整備田)での営農も課題となっている。

また、近年は、鳥獣被害も深刻化しており、営農意欲の低下とその対応策が大きな課題ともなっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・当地区は水稻を主要作物として、小豆・麦・大豆等の作付も拡大し、農地の集積・集約化を進めるとともに、収益性の高い作物や実需者から要望のある作物の栽培や検討も行う。
- ・担い手については、集落営農組織や認定農業者等への集積・集約化が進んでおり、今後も、地域全体で農地を維持・管理する取組を行う。併せて、地区外の担い手へも、農地の集積・集約化を進めるとともに、新たに就農を希望する者や新規就農者を積極的に受け入れる体制作りを進め、地域内の農地を守っていく。
- ・実需者との直接取引やふるさと納税返礼品への出品など、地区内農産品による収益向上を検討する。
- ・農地が有する多面的機能の側面からも、集落の存続問題として全住民での話し合いを進める。
- ・獣害防止対策の強化を地域ぐるみで進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	170.78 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	163.82 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

亀岡農業振興地域整備計画に定める「農用地区域農地」

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積・集約化の方針
地区内は中山間地であり農地に棚田が含まれることから、現状以上の集約化は困難であるが、離農意向のある耕作者の農地を隣接する耕作者やその他の担い手への貸付を進めるとともに、拡大意向のある認定農業者・集落営農組織等の担い手に対して農地の集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の所有者や担い手の意向を踏まえ、農地中間管理事業を活用して、農地の集積・集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
当地区内は、過去に基盤整備事業を実施済だが、今後、経年劣化等による修繕や改修が見込まれることから、国・京都府の施策において合致するものがあれば取組たいと考えるため、関係機関と情報を共有する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・可能な限り現在の担い手による耕作継続に努める。 ・集落営農組織が担い手の中心であることから、オペレーターの育成・確保をはじめ、組織内での経営・営農ノウハウや技術継承等を進める。 ・目標地図に位置付けられている担い手の他、地区内外の認定農業者・集落営農組織など、今後も多様な経営体が営農ができるよう地域で取組を進めていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が図れるドローン等による防除作業は、地区内外の農業支援サービス事業体に委託している。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①獣害対策は、地域内で被害状況の詳細把握、侵入防止柵の設置・強化等、各種支援施策も活用しながら効果的・効率的な取組を進めるとともに、地域ぐるみでその取組強化を進める。

②さくら有機の散布をはじめ、エコな農業を推進する。

⑦多面的機能支払交付金事業及び中山間地域等直接支払交付金事業の該当農地においては、取組組織と連携し、農道の舗装や防草シートの設置等、適切な農地の維持管理を行う。